

目黒区立菅刈住区センターコミュニティルーム指定管理者運営評価結果について

目黒区立菅刈住区センターコミュニティルーム指定管理者の令和7年度運営評価結果を報告する。

1 施設名 目黒区立菅刈住区センターコミュニティルーム

(目黒区青葉台2丁目10番18号)

2 指定管理者 菅刈住区住民会議

3 指定期間及び運営評価の対象期間

指定期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで(5年間)

評価対象期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

4 運営評価の方法

「目黒区立コミュニティルーム指定管理者運営評価委員会設置要綱」に基づき設置された目黒区立コミュニティルーム指定管理者運営評価委員会(別表)において、指定管理者から提出された事業報告書、利用者アンケートの結果等をあらかじめ定めた基準に基づき評価を行った。

5 運営報告書の概要

別紙「コミュニティルーム管理運営報告書(概要)」のとおり

6 施設運営に係る区の歳入・歳出決算額の推移

(単位:円)

項目	令和5年度	令和6年度	令和7年度	備考
歳入(使用料)	3,577,835	4,036,935	4,541,925	
歳出(委託料)	9,666,405	9,973,065	10,451,439	

7 総括評価結果

総合評価	68点:水準に達している。
------	---------------

評価項目	内容	配点	得点
1 サービスの実施に関する事項	(1) 施設の特性を活かした運営が行われている。	10	8
	(2) 建物や備品を適正に管理して施設の機能を十分発揮している。	5	3.2
	(3) 利用者のトラブル・苦情は適切に処理されている。	5	3.2
	(4) 高齢者、子どもなど多様な利用者への対応が考慮されている。	5	3.8
	(5) 利用者満足度向上に積極的に取り組み、施設利用者・来館者から満足度の高い評価を得ている。	5	3
	(6) 区民・利用者の声を反映できている。	5	4
	(7) 受付事務の正確性や迅速化の確保、よりよい窓口対応に向けた取り組みを行っている。	5	3
2 経営能力等に関する事項	(1) 設備の維持管理等についてのマニュアル・資料があり、従事者に周知されている。	10	6
	(2) 設備の保守管理が適切に行われている。	5	3.2
	(3) 従事者の安全管理に関する技能・意識の向上が確保されている。	5	3
	(4) 施設の安全管理が確保されている。	5	3

	(5) 危機管理体制が確立されている。	10	8
	(6) 組織運営が適切に行われている。	5	3
	(7) 業務に関する法令等を従事者が理解し遵守している。	5	3
	(8) 個人情報保護、情報公開など情報管理が適切に行われている。	10	6
	(9) 施設を効率的に運営する努力が図られている。	5	3
3 施設の効用 を高める事項	(1) 地域のコミュニティ形成に資するようコミュニティルームを活用している。	10	9.2
	(2) 区センター施設全体を有効し活用している。	5	3
合 計		115	78.6
100 点換算		100	68

(別表)

目黒区立コミュニティルーム指定管理者運営評価委員会構成（敬称略）

職	職 名	氏 名	備 考
委員長	区民生活部長	田 中 健 二	
副委員長	産業経済部長	佐 藤 智 彦	
委 員	外 部 有 識 者	木 倉 宏 成	学識経験者
	外 部 有 識 者	小 林 雅 子	区民（コミュニティ活動に実績のある者）
	外 部 有 識 者	山 本 弘 美	区民（コミュニティ活動に実績のある者）

以 上